


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	川口 莊一	
件名	東大和市認知症高齢者等居場所お知らせサービス事業実施要綱の一部 を改正する訓令について		区分	
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>現在貸与している探索専用端末機の生産停止に伴い、令和4年4月1日以降に新規受付した者に対しては新機種の探索専用端末機が貸与されることになる。新機種はインターネットによる検索に費用を要さないことから、新機種との整合性を図るため、別表内の居場所を知らせるサービスに要する費用のインターネットによる時の利用者負担額を削除するものである。</p> <p>(1) 主な内容 別表内の居場所を知らせるサービスに要する費用のインターネットによる時の利用者負担額を削除する。</p> <p>(2) 施行日 令和4年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 現在貸与している探索専用端末機と新機種の探索専用端末機のサービス利用の価格差がなくなり、利用者の不公平感がなくなる。</p>				
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和3年10月 契約業者から、新機種に関する説明を受ける。 令和4年3月 文書課事前審査済み。</p>				
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし。</p>				
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続を進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。